

# コミュニティ助成事業について

((一財)自治総合センター実施事業)

## 1. 事業の趣旨

一般財団法人自治総合センターが、宝くじ社会貢献広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、コミュニティの健全な発展を図るとともに「宝くじの社会貢献広報事業」を行います。



## 2. 事業の内容

### (1) 一般コミュニティ助成事業

|      |                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 助成金額 | 100万円～250万円(10万円単位、10/10以内の助成)                                                                                                                                                                                                     |
| 事業主体 | 市町村が認めるコミュニティ組織(自治会等)                                                                                                                                                                                                              |
| 助成内容 | コミュニティ活動の活性化につながるコミュニティ活動に <b>直接必要な</b> 施設・設備の整備                                                                                                                                                                                   |
| 備品例  | <ul style="list-style-type: none"><li>・お祭り用品の整備(太鼓、法被、獅子頭、神楽(宗教性のないもの)、幕、篠笛、提灯等)</li><li>・集会施設の備品整備(机、イス、コピー機、プロジェクター、パソコン、プリンター、テレビ等)</li><li>・イベント用品の整備(テント、ポータブルアンプ、発電機、綿菓子製造機、イベント用ステージ等)</li><li>・基礎工事の伴わない簡易な倉庫、物置</li></ul> |

### (2) コミュニティセンター助成事業

|      |                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 助成金額 | 対象となる事業費の5分の3以内、1,500万円を上限(10万円単位)、各都道府県原則3件                    |
| 事業主体 | コミュニティ組織(認可地縁団体)の法人登記がなされている団体                                  |
| 助成内容 | コミュニティ活動に必要な自治会集会所等の集会施設の建設・大規模修繕経費及び施設内の備品                     |
| 対象経費 | 建築主体、電気・機械設備、仮設費、一般管理費、設計費、現場経費、消費税、一般コミュニティ助成に準ずる備品の整備、建物の登記費用 |

### ※留意事項

- ① 備品が助成対象になるかどうか不明な場合は問い合わせてください。
- ② 申請をしても必ず助成を受けられるものではありません。
- ③ 事業の実施は助成決定があった後に行ってください。
- ④ 申請内容と異なる備品は購入しないでください。(助成が取消される場合があります。)
- ⑤ 助成を受けて整備した施設・設備には、「表示に関するデザインマニュアル」に定める表示を行う必要があります。コミュニティセンター助成事業では、建物の入り口等にプレート設置が必要です。

## 【実績】

| 年 度   | 自治会名         | 金 額(円)    | 購 入 品             |
|-------|--------------|-----------|-------------------|
| 令和5年度 | 萩の台住宅地       | 1,400,000 | 焼きいも機、かき氷機、空気清浄機等 |
|       | 月見町第1ガーデンハイツ | 2,400,000 | テレビ・机・バーベキューセット等  |
|       | 山崎町          | 2,500,000 | テント・エアコン等         |
|       | あすか野         | 2,200,000 | 電子黒板・ディスプレイモニター等  |

### 3. 事業実施主体

次のような団体は**対象外**となります。

専ら趣味や芸術等に限定した活動団体、PTA、体育協会、宗教団体、営利団体、公益法人、第3セクター

### 4. 事業の流れ

主たる流れは、事業実施主体（自治会）が、生駒市に対し事業の要望を提出し、生駒市が申請書類を奈良県に提出、取りまとめを行ったのちに(財)自治総合センターに提出といった手順で進みます。結果は実施年の4月頃に生駒市から通知します。

事業実施主体（自治会）は直接(財)自治総合センターとやり取りをせず、全て生駒市地域コミュニティ推進課を窓口として申請等の事務を行ってください。

### 5. 申請の流れ

例年、8月中旬に次年度申請用のコミュニティ助成事業実施要綱が決定されるため、その実施要綱により事業実施主体（自治会）が申請書類等を作成し、9月11日（水）までに生駒市役所地域コミュニティ推進課へ提出してください。

### 6. 必要書類

(1) 9月11日(水)までに提出する書類は、以下のうち「◎」の付いた書類です。

(2) 9月13日(金)に、申請した団体について推薦順位を決める抽選会をおこないます。

(3) 9月24日(火)【必着】までに提出していただく書類は◎印以外の全てです。

#### ●コミュニティ助成事業【申請】必要書類一覧表(実施年度が令和7年度の場合)

|    | 書 類 名      | 備 考                           |
|----|------------|-------------------------------|
| ◎1 | 申請書 様式1    | (原本)                          |
| 2  | 申請書 様式1別表  | (原本)                          |
| ◎3 | 自治会の規約     | 自治会組織の規約(コピー可)                |
| ◎4 | 令和6年度事業計画  | 自治会の事業計画(コピー可)                |
| ◎5 | 令和6年度予算書   | 自治会の予算書(コピー可)                 |
| 6  | 金額積算根拠     | 見積書(3通)等(備品の品番は必ず明記する。)(コピー可) |
| 7  | 事業内容に関する資料 | 購入する備品のカタログ等(カラーコピー(白黒不可))    |

※コミュニティセンター助成にはこの他に『工事図面』、『資金計画書』、『総会資料等の住民総意であることがわかる書類』が必要となります。